

平成28年度〔第3四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

警察本部

（注）※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合（性質又は目的が競争入札に適しないもの）については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
会計課	道路交通法等改正に伴う統合OAシステム改修業務委託	道路交通法等改正に伴う統合OAシステム改修業務委託一式	平成28年10月1日 ~ 平成29年3月31日	日本電気株式会社 滋賀支店	12,429,720	当該システムは日本電気製汎用電算機により開発・運用されており、改修作業の内容から当該業者しか作業を行える者がいないため。	2	3イ
会計課	物品購入	車両用燃料(県内給油10月分)(単価契約)	平成28年10月1日 ~ 平成28年10月31日	滋賀県石油協同組合	10,054,400	警察業務の特殊性から平日、休日の別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができるのは県内大部分の給油所が加入する当組合だけであるため	2	3イ
会計課	物品購入	車両用燃料(県内給油11月分)(単価契約)	平成28年11月1日 ~ 平成28年11月30日	滋賀県石油協同組合	10,278,500	警察業務の特殊性から平日、休日の別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができるのは県内大部分の給油所が加入する当組合だけであるため	2	3イ
会計課	物品購入	車両用燃料(県内給油12月分)(単価契約)	平成28年12月1日 ~ 平成28年12月31日	滋賀県石油協同組合	10,278,500	警察業務の特殊性から平日、休日の別なく、県内のあらゆる場所において給油する必要があり、この条件を満たすことができるのは県内大部分の給油所が加入する当組合だけであるため	2	3イ